

## 町田市精神障害者地域生活支援センター「さるお生活」が開所



町田市精神障害者地域生活支援センター「さるお生活」が1月に、せりがや会館4階に開所しました。  
この事業は、市が実施主体となり、市内の特非営利活動法人町田市精神障害者さるお会に運営を委託して行うもので、精神障害者またはその家族の悩みや不安等についての相談を受けます。また仲間の情報交換を行ったりすることもできます。  
なお、相談内容等については秘密を厳守します。  
利用対象者 市内に住所を有する精神障害者またはその家族等  
利用時間 月～金曜日(午前9時30分～午後6時) 土曜日(第1土曜日を除く、午前11時～午後5時)  
第1土曜日及び日曜日と祝日はお休みです。  
場所 せりがや会館(原町田4-2416)  
利用方法 電話または直接、同センター(☎7220713)へ。  
開所費補助課 ☎724・2148

## ご家庭に眠っている外国通貨を寄付して下さい

今年1月1日、ヨーロッパの通貨統合、ユーロの流通開始により、今までユーロ圏内の各国が独自に

開所した「さるお生活支援センター」の事務室と談話室  
使っていた通貨が使用できなくなっています。  
そこで、「ご家庭に眠っているこれらの通貨をユーロに寄付し、難民支援に役立てたく寄付の協力をお願いします。」  
紙幣、硬貨いすれのお金でも結構です。ユーロ圏以外の国の通貨、紙幣や硬貨も歓迎です。  
ご寄付いただける場合には、2月28日(木)までに次の窓口までお寄せ下さい。なお、下記の旅行会社にも募金箱が備えてありますのご利用下さい。  
【募金箱設置窓口】  
市役所福祉総務課 市役所市民

## 市・都民税、所得税、事業税 申告準備はお早めに

市・都民税、所得税、事業税の申告時期が近づきました。申告書の提出期限は、2月18日(月)の3月15日(金)です。  
お問合わせは、市・都民税については町田税務所(☎728・5111) 都税事務所(☎728・5111)までお願いします。

### 市・都民税の申告が必要な方

平成14年1月1日現在、町田市に住所がある方  
ただし、次に該当する方は申告の必要がありません。①所得税の確定申告をする方②給与所得のみもしくは給年金にかかわる所得のみの方③給与の支払先へ支払報告書がなされている方(各種控除を受けようとする方は除きます)。

### 所得控除の申告をお忘れなく

所得から控除されるものには生命保険や損害保険、社会保険の保険料などがあります。これらのうち国民年金保険料、国民健康保険料は控除を忘れがちです。注意下さい。

### 課税証明書は6月中旬以降に

市・都民税の平成14年度課税証明書等は、3月15日までに申告した場合には6月中旬以降に交付できます。なお、期限内に申告をしませんと、証明書の交付時期が遅れるだけでなく、納付回数も少なくなり、1回当たりの納付税額が多くなります。必ず期限内に申告して下さい。

相談室 市役所市民センター・木曾山崎センター、町田市社会福祉協議会、町田国際協会  
【募金箱設置旅行会社】  
エイチ・アイ・エス(株) ジョルナ営業所 小田急トヘルサー  
バス(株) 町田旅行社、神奈川中央交通(株) 町田トラベルセンター、近畿日本ツーリスト(株) 町田支店、日本交通公社 町田支店、タウンズリスト(株) 西友町田旅行サロン、タビックス ジャパン(株) 町田支店、東急観光(株) 町田支店、富士急トラベル(株) 町田支店  
町田福祉総務課 ☎724・2133

## 町田市長選挙 町田市議会議員選挙

投票日は2月24日(日)  
投票時間：午前7時～午後8時

## この一票進む町田の道標

この一票進む町田の道標  
自分の入場整理券を切り離してお持ち下さい。  
【選挙人名簿の確認】  
投票できる方には、町田市で選挙があるところには、町田市に登録し、選挙人名簿に新規に登録する(選挙時登録)。この選挙人名簿を2月17日(日)と18日(月)の2日間「ご覧になる」ことができます。  
【無断掲示された政治活動(選挙)ポスターの対処】  
政治活動(選挙)ポスターを掲示する場合は、掲示箇所の居住者・管理者または所有者の承諾を得る必要があります。無断で掲示されたポスターを撤去したい場合は、次のように対処することが適切です。  
①ポスターに記載されている、掲示責任者または政治団体事務所へ、承諾していない旨を伝え、期限をうけて撤去してもらう。  
②前記相手方に、承諾していないので居住者・管理者または所有者自身が撤去する旨を伝え、引き取ってもらう期限を決め、それまで一時保管するか、または相手方の了承を得て直接処分する。

【不在者投票】  
不在者投票ができる方  
次のような理由で、投票日当日投票所へ行くことができない方は、事前に不在者投票ができます。  
①仕事がある方や親族の冠婚葬祭などがある方  
②レジャーや買物または旅行などのため投票区外域外にいる方  
③病気や妊娠などのために歩行が困難と予想される方や入院している方(入院予定を含む)  
不在者投票の期間・場所  
森野分庁舎2階会議室  
期間 2月17日(日)～23日(土) 時間 午前8時30分～午後8時  
駐車場は森野分庁舎向かいの、中町第2庁舎駐車場をご利用下さい。  
【入場整理券を忘れず】  
入場整理券はハガキで2月18日ごろまでに郵送します。投票所にお出かけの際は、ハガキを必ずお持ち下さい。

【投票できる方】  
投票ができる方は、昭和57年2月15日以前に生まれた方で、平成13年11月16日までに転入届けを提出し、引き続き平成14年2月16日までに町田市の住民基本台帳に記載されている方です。  
ただし、前記の条件を満たして

【投票所が増えます】  
今回の選挙から南収集事務所、サン町田旭体育館、鶴川駅前区画整理事務所が新たに投票所になります。投票所が変わる地番は2月13日発行「各新聞に折り込み」の選挙啓発紙「しるばら」に掲載されています。  
【投票の順序】  
投票所では、はじめに市議会議員選挙、次に市長選挙の投票を行います。お間違えのないように投票して下さい。  
【郵便投票の請求】  
身体に一定の障害があり、選挙管理委員会から、郵便投票証明書を交付されている方は、郵便投票用紙請求書に、郵便投票証明書を添えて、投票日の4日前(2月20日必着)までに、選挙管理委員会事務局に請求して下さい。  
【選挙公報】  
選挙公報は2月20日(水)の新聞6紙(朝日・産経・東京・日経・毎日・読売)の朝刊に折り込みます。またこのほか、市役所、各市民センター、図書館、新聞専販)売所・市内の鉄道各駅にも用意しますのご利用下さい。

【投票の準備】  
市内全63カ所の投票所の投票状況、時間などの開票状況をインターネットでお知らせします。投票日(2月24日)以降の町田市ホームページ  
<http://www.city.maichida.tokyo.jp/> 参照下さい。  
選挙管理委員会事務局 ☎724・2168

## 2月13日発行の選挙啓発紙「しるばら」を「ご覧下さい」

市役所市民センター  
期間 2月20日(水)～22日(金)